

「やまなし障害児・障害者プラン2024」（仮称）の策定について（案）

1 概要

計画の名称	やまなし障害児・障害者プラン2024（仮称）
根拠法令	<ul style="list-style-type: none">● 障害者基本法第11条第2項（都道府県基本計画の策定）● 障害者総合支援法第89条第1項（都道府県障害福祉計画の策定）● 児童福祉法第33条の2第1項（都道府県障害児福祉計画の策定）● 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律第8条第1項（山梨県障害者文化芸術活動推進計画）● 視覚障害者等の読書環境の推進に関する法律第8条第1項（読書バリアフリー計画） 【新】
策定の趣旨	県民誰もが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す。
主な内容	<ul style="list-style-type: none">● 基本理念（『県民誰もが、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるとともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す』）に基づく体系ごとの施策事項● 県内の障害者の現状（障害者手帳の交付数、障害者雇用の状況、特別支援学校卒業生の進路の状況）に関する事項● 国の指針に基づく地域生活移行・就労支援等に関する成果目標● 各年度における障害福祉サービスの種類ごとの量の見込み● 指定障害福祉サービス等及び指定通所支援等に従事する者の確保と資質の向上並びにサービスの質の向上のために講ずる措置事項● 障害者に関する県民意識調査や障害者団体からの意見聴取、障害当事者からのアンケート調査の集計結果
次期計画において記載を充実する事項、ポイント（案）	別紙のとおり（基本指針の構成について）
現行計画	令和2年度策定（期間：令和3～5年度）
計画期間	令和6～8年度

2 策定スケジュール(案)

時期	会議名等	内容
8月24日	第1回 障害者施策推進協議会	現状報告、プラン概要、委員から助言
4月～11月	計画策定作業	調整、原案作成
11月	第2回 障害者施策推進協議会	素案審議
12月	第3回 障害者施策推進協議会	素案審議
令和6年1月～	パブリックコメント	県民意見公募
3月	第4回 障害者施策推進協議会	最終案審議
3月	庁議	計画決定

※ 詳細スケジュールは、資料5参照

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称) 施策体系(案)

やまなし障害児・障害者プラン2021(計画期間:令和3~5年度)	
施策の柱	
基本的施策	
具体的施策	
施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる	
① 相互理解の促進	a 啓発・広報活動の推進 b 福祉教育などの推進
② 民間との協働体制の整備・市町村との連携	a NPO、ボランティアなどの活動の推進 b 障害のある人の活動の支援
③ 差別の解消及び権利擁護の推進	a 障害を理由とする差別の解消の推進 b 権利擁護の推進
④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上	a 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 b 行政サービス等における配慮の推進
⑤ 安全・安心の確保	a 防災対策の推進 b 防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止 c 感染症に対して強靱な社会への移行に向けた取組の推進
施策の柱(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす	
① 自己選択・自己決定の支援	a 相談支援体制の構築 (i) 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備 (ii) 広域・専門的な相談支援体制の充実 (iii) 相談体制の強化 b 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 c 住宅の確保
② 障害福祉サービス等の充実・質の向上	a 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実 (i) 居宅介護サービスなどの充実 (ii) 生活介護サービスなどの充実 (iii) 居住系サービスの充実 (iv) その他の障害福祉サービスの充実 b 障害児のための支援サービスの充実 c サービスの質の向上など d 人材の育成・確保
③ 保健・医療の充実	a 早期発見・早期支援・早期治療の実施 b 医療・リハビリテーションの充実など c 医療的ケアを要する障害児(者)の支援 d 子どもの心のケアの推進 e 精神保健・医療の提供など f 難病に関する施策の推進
施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する	
① 教育の充実	a 幼児期から学齢期における支援の充実 (i) 地域療育の推進 (ii) 幼児教育の充実 (iii) 一人ひとりのニーズに応じた教育 b インクルーシブ教育の推進 c 教育環境の整備 (i) 教員の専門性と指導力の向上 (ii) 多様化する障害への対応 (iii) 特別支援学校の機能の充実
② 雇用・就労・定着に向けた支援	a 障害者雇用の促進 b 総合的な就労支援 (i) ICTを活用した就労の促進 (ii) 福祉的就労の場の確保 (iii) 一般就労に向けた総合的支援 c 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保 d 農福連携による就業の場の創出
③ 社会参加への支援	a 意思疎通支援の充実 b 外出や移動などの支援の充実
④ 障害者スポーツの推進	a 障害者スポーツの拠点づくり b 障害者スポーツの普及 c 障害者スポーツの競技力の向上
⑤ 文化芸術活動の充実	a 鑑賞・創造・発表の機会の確保 b 芸術上価値の高い作品への支援 c 交流の促進・障害者理解の促進

やまなし障害児・障害者プラン2024(仮称)(計画期間:令和6~8年度)	
施策の柱	
基本的施策	
具体的施策	
施策の柱(1) 誰もが暮らしやすい潤いのあるまちをつくる	
① 相互理解の促進	a 啓発・広報活動の推進 b 福祉教育などの推進
② 民間との協働体制の整備・市町村との連携	a NPO、ボランティアなどの活動の推進 b 障害のある人の活動の支援
③ 差別の解消及び権利擁護の推進	a 障害を理由とする差別の解消の推進 b 権利擁護の推進
④ ユニバーサルデザインの推進・利用しやすさ(アクセシビリティ)の向上	a 障害のある人に配慮したまちづくりの総合的な推進 b 外出や移動などの支援の充実
⑤ 安全・安心の確保	a 防災対策の推進 b 防犯対策の推進及び消費者トラブルの防止 c ウィズコロナを踏まえた感染症に対する取組
⑥ 情報の取得利用・意思疎通	a 行政サービス等における配慮の推進 b 意思疎通支援の充実 c 読書バリアフリー化
施策の柱(2) 望む場所、快適な環境で自分らしく暮らす	
① 自己選択・自己決定の支援	a 相談支援体制の構築 (i) 身近な相談支援体制の充実と地域生活支援拠点等の整備 (ii) 広域・専門的な相談支援体制の充実 (iii) 相談体制の強化 b 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 c 住宅の確保
② 障害福祉サービス等の充実・質の向上	a 訪問系・日中活動系・居住系サービスなどの充実 (i) 居宅介護サービスなどの充実 (ii) 生活介護サービスなどの充実 (iii) 居住系サービスの充実 (iv) その他の障害福祉サービスの充実 b 障害児のための支援サービスの充実 c サービスの質の向上など d 人材の育成・確保
③ 保健・医療の充実	a 早期発見・早期支援・早期治療の実施 b 医療・リハビリテーションの充実など c 医療的ケア児(者)とその家族への支援 d 子どもの心のケアの推進 e 精神保健・医療の提供など f 難病に関する施策の推進
④ 重度障害者への支援体制の充実	a 医療的ケア児(者)とその家族への支援【再掲】 b 重度障害のある方を支える専門人材の育成 c 医療型短期入所事業所の整備促進 d 重度障害者向け居住系サービス等の充実
施策の柱(3) 自らの力を高め、いきいきと活動する	
① 教育の充実	a 幼児期から学齢期における支援の充実 (i) 地域療育の推進 (ii) 幼児教育の充実 (iii) 一人ひとりのニーズに応じた教育 b インクルーシブ教育の推進 c 教育環境の整備 (i) 教員の専門性と指導力の向上 (ii) 多様化する障害への対応 (iii) 特別支援学校の機能の充実
② 雇用・就労・定着に向けた支援	a 障害者雇用の促進 b 総合的な就労支援 (i) ICTを活用した就労の促進 (ii) 福祉的就労の場の確保 (iii) 一般就労に向けた総合的支援 c 障害特性に応じた就労支援及び就業機会の確保 d 農福・産福連携による就業の場の創出及び工賃向上への取組
③ 障害者スポーツの推進	a 障害者スポーツの拠点づくり b 障害者スポーツの普及 c 障害者スポーツの競技力の向上
④ 文化芸術活動の充実	a 鑑賞・創造・発表の機会の確保 b 芸術上価値の高い作品への支援 c 交流の促進・障害者理解の促進

修正
新規
新規

R4.5.25施行の『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』に伴い項目追加。
R5.3.24施行の『山梨県手話言語条例』に係る施策を盛り込む。
『読書バリアフリー法』第8条に基づき、次期プランの構成計画の一つとして読書バリアフリー計画を策定

次期プランにおける重点事項

R4.6策定の『山梨県産福連携推進戦略』における方策

修正